

くらしのアドバイス

今回のテーマ

一人暮らしの高齢者を狙った 自宅売却の強引な勧誘

事例 不動産業者を名乗る男性から「お宅を2000万円で購入したいと言っている人がいる。売却してもらえないか」と突然電話があった。「そんな安い金額では売らない」と断った。電話をかけてきた男性が、翌日自宅を訪問してきた。「2500万円でいかがか」としつこく粘られ、説明を受けたがよく分からなかった。「難しいことは分からない。一人で手続きできない」と言うと「ここにサインをしていただくだけで大丈夫です。あとはこちらに任せてください」といわれ、やむなくサインしてしまった。すると、手付金400万円を置いていった。やはりやめたいと思い、翌日電話したところ「解除には400万円の倍の800万円が必要」という。そんなお金は持っていない。

- 自宅を不動産業者に売却した場合には、宅地建物取引業法に定めるクーリング・オフはできません。
- 手付金の倍額を買主に支払うことで、売主は契約を解除（手付解除）することができます。手付解除

の期間が過ぎると、契約条項に基づく解除となり、違約金が高額になってしまうことがあります。

- 不動産取引は必要な手続きも多く、複雑な仕組みになっていることもあります。契約前に信頼できる人に相談し、立ち会いをお願いしましょう。説明や書類の内容が理解できない場合には、契約をしないようにしましょう。
- 勧誘があっても売却するつもりがない場合は、あいまいな回答をせず、きっぱり「お断りします」と意思表示しましょう。

困ったときは一人で悩まず、早めに市の消費生活相談や県の消費生活総合センター（☎052-962-0999）、消費者ホットライン¹¹⁹188に相談してください。

ポイント

自宅売却の勧誘には注意しましょう。

市の消費生活相談
（☎53-2111）

とき 月・水・金曜日 午前9時～正午 火・木曜日 午後1時～4時
ところ 市役所 消費生活センター
※相談には時間を要しますので、お早めにお越しください



令和5年第3回（6月）

市議会定例会

6月市議会定例会が6月13日～7月4日の22日間の会期で開催されました。今回の定例会では、一般会計補正予算や条例の制定などが上程され、慎重に審議された結果、原案どおり可決などされました。

令和5年度一般会計予算を補正

予算総額を歳入歳出それぞれ274億3,360万円6千円としました。

歳入の主なものでは、国庫支出金で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など6億3,862万円、繰入金で財政調整基金繰入金など4億6,000万円を追加しました。

歳出では、市長選挙から間がないことから、当初予算での計上を見送った政策的な判断を必要とする経費や物価高騰対策など、15億840万6千円を追加しました。

条例の制定など

元職員の公金詐取に対し謝罪し、社会的信用の回復に資するよう、市長と副市長の給料を減額するための、尾張旭市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の特例を定める議案、農業委員会委員の任命についての同意案などが原案どおり可決などされました。

問い合わせ先／市役所議事課議事係 ☎76-8186

